
令和6年度

健康診査推進計画



新潟県後期高齢者医療広域連合

(令和6年7月)

1 後期高齢者医療制度加入者（被保険者）の状況

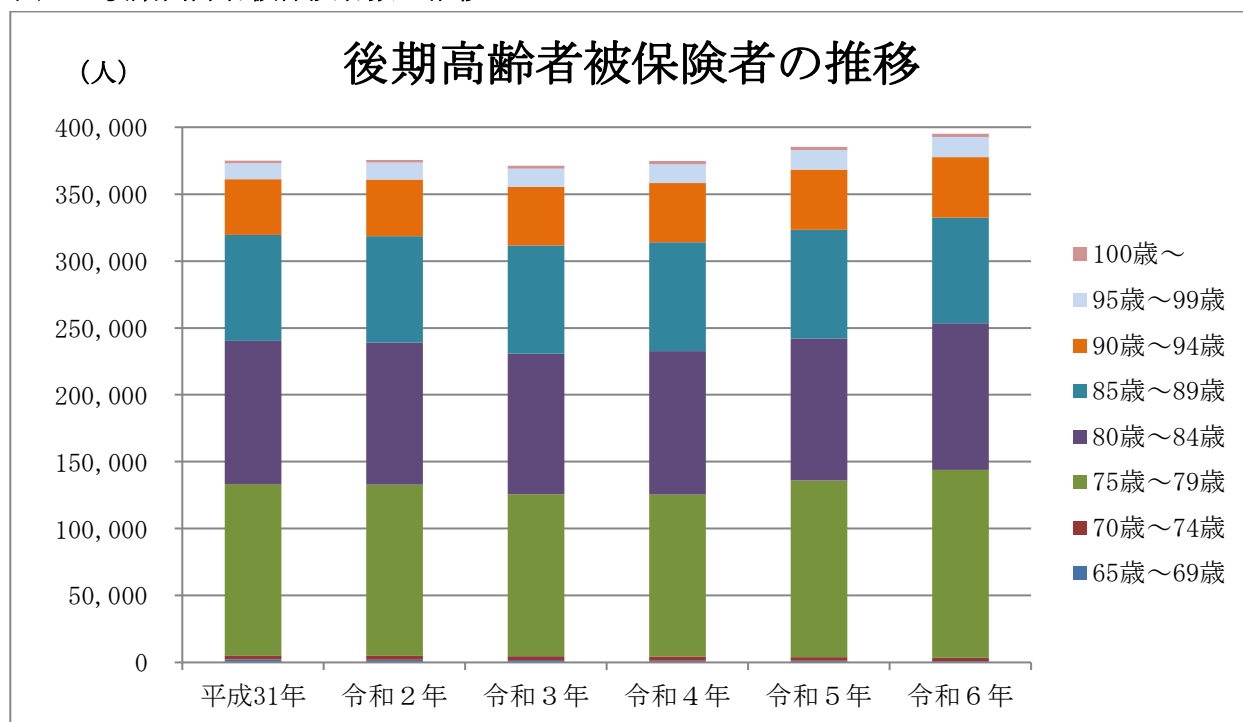
新潟県における令和6年4月1日現在の後期高齢者医療制度加入者（被保険者）は395,096人であった。前年の被保険者と比較して9,803人増加、対前年度比102.5%である。図1のように年齢の構成割合は例年変わりなく、75歳～79歳の被保険者の割合が最も高くなっている。

表1 後期高齢者医療制度加入者数（被保険者数）（各年4月1日現在、単位：人）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
65歳～69歳 ※1	2,300	2,005	1,710	1,415	1,253	1,113
70歳～74歳 ※1	2,531	2,807	2,971	2,944	2,642	2,411
75歳～79歳	128,427	127,979	120,988	121,135	132,004	140,385
80歳～84歳	107,082	106,446	105,023	107,144	106,012	109,465
85歳～89歳	79,224	79,395	80,973	81,482	81,348	79,113
90歳～94歳	41,618	42,364	43,722	44,040	45,027	45,094
95歳～99歳	12,031	12,600	13,599	14,276	14,666	15,062
100歳～	1,778	1,962	2,179	2,348	2,341	2,453
合 計	374,991	375,558	371,165	374,784	385,293	395,096

※1 65歳から74歳までの方で、一定の障がいがあり加入手続きをされた方

図1 後期高齢者被保険者数の推移



2 これまでの健康診査の実施状況

新潟県には30市町村があり、当広域連合の健康診査は、市町村への委託により実施している。

健康診査対象者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「法」という。）第50条に定める被保険者とする。なお、年度中に75歳に達する者は、75歳の誕生日から健康診査対象者となる。ただし、原則として次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- ② 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- ③ 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設等）に入所又は入居している者
- ④ 当該年度に法第20条に規定する特定健診及びこれに相当する健康診断を受診した者

よって、目標受診率及び実績は、市町村における数値を積み上げて算出している。

具体的には次の計算式による。

$$(\text{受診率}) = (\text{受診者数}) \div \{ (\text{被保険者数}) - (\text{健康診査対象除外者数}) \}$$

3 現状の分析

令和2年度から令和5年度までの健診受診率の推移を見ると、新型コロナウイルスの影響による受診控え等が発生し、令和2年度には受診率が21.7%まで落ち込んだが、令和3年度以降は回復傾向にあり、令和5年度にはコロナ禍以前の受診率まで回復した。＜表2参照＞

受診率上昇の主な要因としては、各市町村で被保険者が受診しやすい体制づくりのための取組や未受診者への受診勧奨、効果的な啓発活動が行われたことが受診率の向上につながっている。

＜(7)対象者への案内方法、(8)受診しやすい体制づくりのための取組の実施等参照＞

また、平成28年度から人間ドックを受診した被保険者で、健診結果の提出及び結果を保健事業等への活用に同意を得た者も受診者に含めて集計しているが、令和2年度は20市町村で受診者数全体に占める割合が3.0%であったものが、令和5年度では24市町村で4.2%に増加し、結果的に受診率の向上につながっている。＜表2参照＞

（参考：平成28年度は8市町村、受診者数全体に占める割合0.8%）

表2 後期高齢者健康診査受診者・受診率の推移

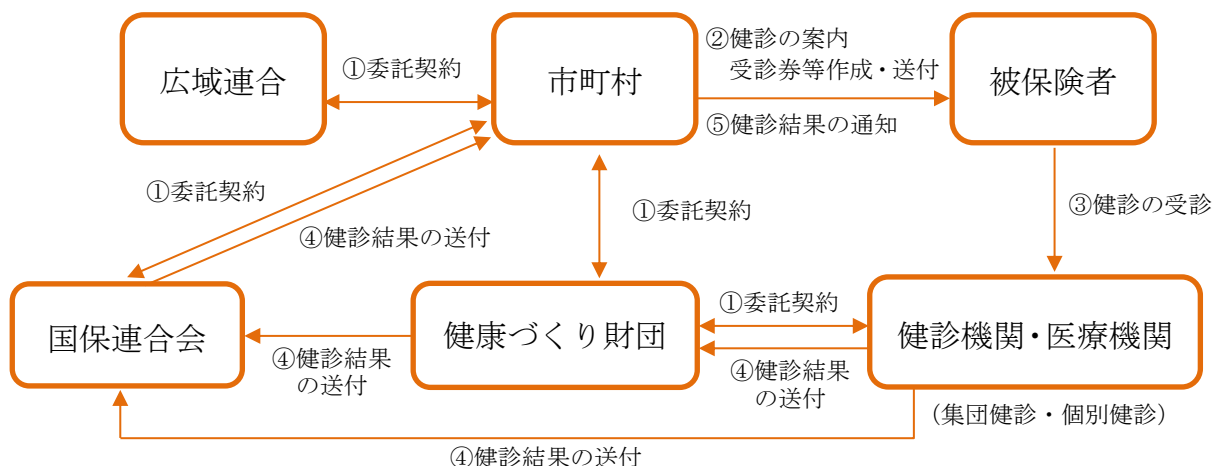
市町村名	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度					
	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)	被保険者数 (人) A	健診受診者 数(人) B	人間ドック 受診者数(人) B'	受診率 (%) (B+B')/A	健診除外 者数(人) C	受診率 (%) (B+B')/(A-C)
新潟市	116,096	30,147	0	26.0	9,076	28.2	115,796	31,704	0	27.4	9,174	29.7	118,444	33,688	0	28.4	9,187	30.8	122,621	35,537	0	29.0	9,217	31.3
長岡市	43,209	11,235	0	26.0	3,363	28.2	42,659	11,515	0	27.0	3,343	29.3	42,913	12,568	0	29.3	3,356	31.8	44,385	13,316	0	30.0	3,379	32.5
三条市	16,313	2,289	0	14.0	3,229	17.5	16,129	2,220	249	15.3	3,182	19.1	16,380	2,476	275	16.8	3,483	21.3	16,774	2,646	283	17.5	4,384	23.6
柏崎市	14,790	2,505	0	16.9	1,023	18.2	14,513	2,740	0	18.9	1,016	20.3	14,503	3,133	0	21.6	1,017	23.2	14,831	3,652	0	24.6	978	26.4
新発田市	15,794	3,172	197	21.3	1,252	23.2	15,587	3,756	186	25.3	1,215	27.4	15,787	3,911	275	26.5	1,237	28.8	16,130	4,351	400	29.5	1,262	32.0
小千谷市	6,387	1,005	234	19.4	1,026	23.1	6,277	1,048	221	20.2	907	23.6	6,305	1,075	304	21.9	982	25.9	6,544	1,176	386	23.9	883	27.6
加茂市	5,134	920	43	18.8	447	20.5	5,036	999	39	20.6	471	22.7	5,102	1,085	44	22.1	454	24.3	5,241	1,186	59	23.8	453	26.0
十日町市	11,200	336	194	4.7	856	5.1	10,975	1,580	177	16.0	919	17.5	10,875	1,621	224	17.0	893	18.5	11,223	1,812	275	18.6	891	20.2
見附市	6,804	1,581	0	23.2	495	25.1	6,804	1,731	0	25.4	503	27.5	6,939	1,932	0	27.8	495	30.0	7,153	2,089	18	29.5	507	31.7
村上市	12,531	1,190	0	9.5	1,105	10.4	12,368	2,362	0	19.1	1,107	21.0	12,380	2,616	216	22.9	1,122	25.2	12,518	2,889	276	25.3	1,136	27.8
燕市	12,706	1,096	68	9.2	1,019	10.0	12,599	1,370	171	12.2	1,029	13.3	12,809	1,595	244	14.4	1,072	15.7	13,204	2,032	259	17.4	1,057	18.9
糸魚川市	9,617	1,226	106	13.9	764	15.0	9,437	1,162	91	13.3	736	14.4	9,339	1,301	101	15.0	723	16.3	9,447	1,414	124	16.3	707	17.6
妙高市	6,238	1,295	53	21.6	498	23.5	6,067	1,285	39	21.8	486	23.7	6,101	1,428	68	24.5	475	26.6	6,191	1,534	48	25.6	469	27.6
五泉市	9,213	1,317	91	15.3	777	16.7	9,118	1,285	63	14.8	793	16.2	9,132	1,335	101	15.7	829	17.3	9,368	1,493	124	17.3	788	18.8
上越市	32,297	4,580	187	14.8	2,414	16.0	31,942	4,893	167	15.8	2,379	17.1	32,339	6,399	383	21.0	2,428	22.7	33,278	7,526	457	24.0	2,386	25.8
阿賀野市	7,074	698	147	11.9	682	13.2	6,955	854	132	14.2	679	15.7	7,020	957	191	16.4	699	18.2	7,164	1,130	202	18.6	729	20.7
佐渡市	13,051	1,987	345	17.9	1,116	19.5	12,612	2,918	234	25.0	1,117	27.4	12,443	3,165	383	28.5	1,095	31.3	12,454	3,339	416	30.2	1,036	32.9
魚沼市	7,056	781	75	12.1	2,227	17.7	6,873	918	56	14.2	2,345	21.5	6,750	1,082	90	17.4	523	18.8	6,835	1,213	100	19.2	526	20.8
南魚沼市	9,593	771	159	9.7	738	10.5	9,324	1,650	125	19.0	738	20.7	9,261	1,752	178	20.8	715	22.6	9,495	2,047	190	23.6	714	25.5
胎内市	5,256	801	99	17.1	449	18.7	5,172	806	88	17.3	457	19.0	5,158	880	134	19.7	459	21.6	5,351	938	141	20.2	458	22.1
聖籠町	1,693	358	11	21.8	152	23.9	1,655	423	9	26.1	149	28.7	1,667	470	12	28.9	143	31.6	1,757	496	16	29.1	138	31.6
弥彦村	1,240	272	11	22.8	99	24.8	1,238	299	17	25.5	93	27.6	1,262	326	8	26.5	95	28.6	1,300	382	16	30.6	96	33.1
田上町	2,084	363	15	18.1	175	19.8	2,106	383	15	18.9	180	20.7	2,115	399	27	20.1	176	22.0	2,202	453	25	21.7	171	23.5
阿賀町	3,107	464	0	14.9	237	16.2	2,991	416	0	13.9	235	15.1	2,916	437	0	15.0	241	16.3	2,904	448	0	15.4	243	16.8
出雲崎町	1,076	269	0	25.0	70	26.7	1,053	287	0	27.3	72	29.3	1,033	305	0	29.5	74	31.8	1,042	324	0	31.1	78	33.6
湯沢町	1,557	278	36	20.2	78	21.2	1,552	337	30	23.6	70	24.8	1,592	393	27	26.4	76	27.7	1,659	357	34	23.6	78	24.7
津南町	2,324	510	155	28.6	533	37.1	2,282	523	132	28.7	545	37.7	2,212	542	128	30.3	464	38.3	2,192	520	153	30.7	441	38.4
刈羽村	704	230	0	32.7	12	33.2	677	203	58	38.6	10	39.1	689	230	66	43.0	13	43.8	719	255	75	45.9	7	46.3
関川村	1,307	100	21	9.3	125	10.2	1,272	109	21	10.2	118	11.3	1,227	128	31	13.0	109	14.2	1,224	131	31	13.2	117	14.6
栗島浦村	107	36	0	33.6	16	39.6	96	72	0	75.0	11	84.7	91	66	0	72.5	12	83.5	87	57	0	65.5	13	77.0
合 計	375,558	71,812	2,247	19.7	34,053	21.7	371,165	79,848	2,320	22.1	34,079	24.4	374,784	87,295	3,510	24.2	32,647	26.5	385,293	94,743	4,108	25.7	33,342	28.1

令和6年度健康診査

1 健康診査の実施方法

(1) 実施体制

新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり、県内30市町村への業務委託により実施する。



(2) 健康診査項目

検査項目は、原則として市町村が実施する特定健診の項目に準ずる。ただし、次に掲げる健診項目以外の項目を実施した場合は、その経費は市町村の負担とする。

表3 健診検査項目

検査項目	検査内容
問診	既往歴等の調査
身体測定	身長、体重、BMI（ただし、腹囲は除く）
血圧測定	
尿検査	尿糖、尿蛋白、尿潜血
脂質検査	中性脂肪、HDL、LDL、総コレステロール
肝機能検査	AST、ALT、 γ -GT
腎機能検査	血清クレアチニン
血糖検査	HbA1c、空腹時または随時血糖
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値

(3) 対象者

対象者の把握は、市町村ごとに行う。

対象者は法第50条に定める被保険者とし、年度中に75歳に達する者は、75歳の誕生日から健診対象者とする。

ただし、原則として次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されている者
- ② 国内に住所を有しない者
- ③ 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- ④ 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- ⑤ 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設等）に入所又は入居している者
- ⑥ 当該年度に法第20条に規定する特定健診及びこれに相当する健康診断を受診した者

なお、除外対象者①・②・③・⑥については、市町村の担当部署に確認して人数の把握を行う。④・⑤については、KDBシステムにおける帳票を活用する。また、市町村独自で把握できる場合はその人数を利用する。

(4) 自己負担

無料とする。

(5) 目標

目標受診率は、市町村における数値を積み上げて算出している。次の計算式による。

$$(\text{受診率}) = (\text{受診者数}) \div \{ (\text{被保険者数}) - (\text{健康診査対象除外者数}) \}$$

表4 健診目標・実績 ※2

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標 (%)	27.6	29.0	28.5	28.6	29.6
実績 (%)	21.7	24.4	26.5	28.1	

※2 実績値には、人間ドックを受診し結果の提出及び保健事業等への活用に同意を得た者を含んでいるが、令和2年度の目標値には含んでいない。

市町村別目標受診率は次ページのとおり。

表5 市町村別 目標受診率

市町村名	令和6年度 目標			
	被保険者数（人）	健診対象除外者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
新潟市	126,510	9,384	37,083	31.7
長岡市	45,606	3,370	14,832	35.1
三条市	17,212	3,456	2,706	19.7
柏崎市	15,210	1,007	4,120	29.0
新発田市	16,523	1,262	4,950	32.4
小千谷市	6,770	510	1,716	27.4
加茂市	5,360	462	1,186	24.2
十日町市	11,392	891	2,198	20.9
見附市	7,297	508	2,249	33.1
村上市	12,691	1,127	3,700	32.0
燕市	13,585	1,050	3,666	29.2
糸魚川市	9,503	689	1,920	21.8
妙高市	6,309	468	1,730	29.6
五泉市	9,641	830	1,613	18.3
上越市	34,225	2,455	9,140	28.8
阿賀野市	7,224	715	1,370	21.0
佐渡市	12,480	1,034	3,930	34.3
魚沼市	6,980	589	1,470	23.0
南魚沼市	9,725	716	2,600	28.9
胎内市	5,476	469	1,100	22.0
聖籠町	1,825	141	478	28.4
弥彦村	1,369	103	380	30.0
田上町	2,264	174	467	22.3
阿賀町	2,892	251	510	19.3
出雲崎町	1,048	80	356	36.8
湯沢町	1,714	78	520	31.8
津南町	2,187	505	787	46.8
刈羽村	753	9	328	44.1
関川村	1,239	110	254	22.5
粟島浦村	86	14	54	75.0
合計	395,096	32,457	107,413	29.6

(6) 実施時期及び実施形態

委託機関である各市町村における時期及び形態により実施する。

「通」は通常の健診、「未」は未受診者に対して実施する追加健診を示す

[illegible]

(7) 対象者への案内方法

市町村それぞれの方法により案内を行う。

案内方法	実施市町村数
受診対象となる全被保険者に受診券を郵送	3
受診対象となる全被保険者の健診希望者を把握し、健診希望者に受診券等を郵送	23
その他 ・ 3月上旬に、健診日程等が記載された冊子を、広報紙と共に全戸配布。同月下旬に前年度後期高齢者健診またはがん検診を受診した人に、個別の案内はがきを送付（受診券は送付しない） ・ 75歳～80歳までは全員、81歳以上は前年度に集団健診を受診した人または新規申込みされた人へ健診案内を送付 ・ 前年度に健診受診歴がある人に対して、日時会場を割振りし、健診案内はがきを送付。健診日の3週間前までに新規・変更・キャンセルの受付。健診日の2週間前頃に予約がある人へ受診券を送付 ・ 全世帯へ意向確認書を送付し、受診希望者へ受診票を送付	4

(8) 受診しやすい体制づくりのための取組の実施

各市町村において、それぞれの地域事情に合わせ、実施計画を検討し、被保険者が受診しやすい体制づくりを行う。

取組一覧	実施市町村数	具体例
様々な媒体を活用した周知の実施	30	・ 広報紙、ホームページ、受診意向調査、チラシ、広報無線、地元ラジオ、SNS（市公式LINE等）、地区回覧等で周知 ・ 健診カレンダーや健診説明書の配布
機会を捉えた個別通知の実施	14	・ 対象者へ個人記録票を送付 ・ 前年度受診者（健診やがん検診）に個別案内通知を送付 ・ 健診予定日の1ヶ月前に案内を個別送付 ・ 後期高齢者医療制度新規加入者への被保険者証等と送付時にチラシを同封
保健推進員や老人クラブ等との連携による周知、受診勧奨	17	・ 保健推進委員等に市民の健康に関する状況などを説明し、周知依頼 ・ 健康診査調査票の配布や回収を保健推進員に依頼し、受診勧奨 ・ 運動教室等での参加者への声掛け

高齢者が集まる機会を捉えた受診勧奨の実施	21	・老人クラブや地域のサロン、通いの場等での健康講話や健康相談で受診勧奨 ・出前講座（フレイル予防等）の健康教育の際に受診勧奨
未受診者への個別受診勧奨	15	・一体的実施の健康状態未把握者（健診・医療・介護実績無）訪問事業で受診勧奨 ・未受診者へナッジ理論を活用した個別受診勧奨（はがき）を実施
健診日の追加設定や休日健診等による受診機会の拡大	25	・土曜日や日曜日、休日に開催 ・女性のみ対象の健診日を設定
がん検診等との同時実施	28	・肺がん、大腸がん、前立腺がん、胃がん、子宮がん、乳がん検診等と同時実施
その他		・朝8時からの早朝健診の実施 ・健康ポイント事業の中で「健診受診」項目を設けている

（９）健診結果等を活用した保健指導

各市町村において、それぞれの地域課題を分析し、他部門と連携体制づくりを行いながら、保健指導を行う。

取組一覧	実施市町村数	具体例
健診結果を通知する際の疾病予防や健康保持増進に関する情報提供	28	・健診結果の見方や健康増進事業、健康相談会のチラシを同封 ・喫煙者に対して、禁煙支援のためのリーフレットを同封 ・フレイル予防や相談先を記載したリーフレットを同封
健診結果等を活用した個別保健指導等（医療機関への受診勧奨含む）	29	・健診後のフォローとして、毎月の健康相談や栄養相談を紹介し、個別指導を実施 ・医療受診や保健指導が必要な方へ保健師、看護師、管理栄養士による家庭訪問 ・地区の健康相談で、自身の健診結果を持参してもらい、結果に基づく受診勧奨や保健指導を実施
健診結果等を活用した集団保健指導等（医療機関への受診勧奨含む）	15	・結果説明会において集団での健診結果説明、保健指導 ・高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の発症及び悪化を予防するための生活習慣や食事についての講座開催 ・地区住民を対象にした（高齢者を含む）健康教室で健診結果を活用し、高血圧や糖尿病等をテーマに保健指導を実施

個人の健診結果に応じて文書や電話等によりアドバイス等を実施	17	・健診の結果、医療受診が必要であるが未受診である人に対して通知及びリーフレットを送付 ・結果説明会欠席者に個々の所見に合わせたワンポイントアドバイスを記載し結果を返却 ・健診結果に心配のある人や相談希望者には、電話等で状況の確認や、具体的アドバイス等の保健指導を実施
地域の健康課題等の分析に活用	25	・KDB システムや健康システムを活用して健診結果を分析し、健康課題を地区毎の健康教育の場や保健活動などに活用 ・データヘルス計画、一体的実施等に活用
市町村介護部門と連携した取組（健診結果の共有、健診結果に応じた介護部門への情報提供等）	22	・健診結果を活用し介護予防事業の対象者選定や事業評価を実施 ・介護認定の原因疾患の分析等に健診データを活用 ・健診結果を分析した資料を地域包括支援センターにも提供 ・一体的実施に向けた取組の検討、評価指標として活用
健診ガイドラインによる「CKD 進展予防のための判定基準及びフローチャート」に基づいた保健指導等	17	・フローチャートに基づき、受診勧奨判定値となった人に診療依頼書を発行して受診勧奨や、訪問指導を実施 ・かかりつけ医からの指示があった者等に対し個別栄養指導を実施
健診結果やレセプトデータを活用した糖尿病性腎症等の重症化予防（上記以外）	22	・糖代謝異常のある人、腎機能が低下している人へ生活の中で気を付ける点などを個別指導 ・国保事業の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを過去に受けた 75 歳～84 歳までの人に対しフォロー訪問 ・対象者を抽出し、①かかりつけ医が適当と認めた人へ個別栄養指導の実施、②医師等による講演会の開催、③必要に応じ糖尿病未治療者への受診勧奨や保健指導を実施
健診結果を個人ごとにわかりやすく加工して提供	5	・経年変化を確認できるように当該年度を含めて 5 年分の健診結果を掲載 ・受診勧奨値、保健指導値には色やマークをつけて分かりやすくなるよう提供

健診や医療機関の受診がなく健康状態が把握できていない者への助言及び指導	17	・地域包括支援センターと連携して保健指導を実施 ・昨年度健診未受診かつ医療機関未受診者（要支援、要介護認定者除く）に対し、アンケート調査を実施し、保健師等が訪問にて保健指導を実施
-------------------------------------	----	--

（１０）健康教育、健康相談等

各市町村においては、健康教育や健康相談等を行い、被保険者の健康づくりに努める。

取組一覧	実施市町村数	具体例
健康教育（喫煙、飲酒、心の健康づくりに関する取組等）	26	・地区や老人クラブ等地域に出向き、フレイル予防や運動、栄養、心の健康、感染症予防等の健康教育を実施
健診結果によらない健康相談等	26	・健康相談、栄養相談、運動相談、歯科相談等を開催し、健診結果に限らず、幅広い内容で個別対応 ・骨密度、物忘れチェック相談会を実施 ・月に１回こころの健康相談会や窓口、電話による相談等全市民を対象に実施
健康手帳の交付	17	・健診や結果説明会の際に健康手帳を交付
健康の啓発事業（疾病予防や健康増進等の広報、情報提供）	28	・広報紙などで生活習慣病予防、フレイル予防、認知症予防、各種予防接種等について周知 ・通いの場やお茶の間サロン、健診会場を活用し、健康の保持増進、介護予防について普及啓発や市独自の健康体操を実施
個人の努力を促すインセンティブ関係の取組	20	・健診や健康づくり事業（健康に関するセミナー、健康教室、ウォーキング、ヘルシーメニュー参加店の利用等）に参加することでポイントを付与し、ポイントに応じて表彰や景品交換、協賛店で利用できる優待カードの付与、地場産品等の抽選会に応募できるポイントラリー等を実施
その他		・サロンや老人クラブのイベントに運動指導員等を派遣し、講話や体操を実施

個人情報保護

個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を遵守し、適切な対応を行う。また、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分配慮しつつ、効果的かつ効率的な健診・保健指導を実施するため、収集された個人情報を有効に利用する。

健康診査の結果データ等については、新潟県国民健康保険団体連合会の特定データ管理により保管する。

市町村は、被保険者の健診に係るデータ等を適正に管理・利用する。

その他円滑な実施を確保するための事項

今後、データヘルス計画等に基づき、健康診査の実施方法、内容、実施率等について随時評価を行い、必要に応じ、実施方法、目標設定値の見直しを行う。

市町村に対し、未受診者に対する追加健診の実施や、高齢者が集まる機会での健康診査の周知・受診の働きかけなど、受診率向上のための取組を周知する。

また、県内市町村における取組の把握に努め、適正な情報提供等を行うなど、市町村と連携し、事業の実施を行う。